

「百ます計算」でおなじみの

陰山英男

講演会

【演題】

「学力づくりの
これまでとこれから」

5月28日(日) 14:00 ~
文化会館 (大ホール)

入場
無料

■問い合わせ先 教育政策室 ☎ 82-1208



講師プロフィール

1980年岡山大学法学部卒業後、89年より兵庫県朝来町立山口小学校教諭として、着任直後より生活習慣の改善と「読み書き計算」の反復練習を2本の柱として学力向上に取り組む。2003年に広島県尾道市立土堂小学校の校長に公募で選ばれ、カリキュラム編成から学校づくりに取り組み、著しい成果をみせた。2005年から中央教育審議会義務教育特別部会委員。2006年4月から立命館大学教育開発支援センター教授（立命館小学校副校長を兼務）をつとめる。

児童手当制度が拡充されました

- ▶ 支給対象年齢が拡大されました
- ▶ 所得制限が緩和されました

児童手当の支給対象年齢が、小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）から、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、併せて、所得制限額が引き上げられました。新たに、児童手当を受給する場合は、手続き（公務員の場合は勤務先）が必要です。なお、これまで児童手当を受けていた小学校4年生については、手続きは不要です。

9月30日までに手続きを

法改正に伴う請求は、平成18年9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）に遡って支給の対象となります。

新規認定請求の手続きが必要な人

現在、児童手当を受給していない保護者のうち

- ▶ 小学校5・6年生のお子さんをお持ちの人
（ただし、所得制限により受給できない場合もあります）
- ▶ 所得制限緩和により新たに該当する人

手続きに必要なもの

- 印判（スタンプ印は不可）
- 申請者の健康保険被保険者証の写し（厚生年金等加入の場合のみ）
- 申請者名義の通帳等の口座番号がわかるもの
- 所得証明書（申請者が平成17年1月2日以降転入の場合のみ）



額改定認定請求の手続きが必要な人

現在、児童手当を受給している保護者のうち

- ▶ 小学校5・6年生のお子さんをお持ちの人

手続きに必要なもの

- 印判（スタンプ印は不可）



所得制限額が変わりました

改正後の所得制限額

- 国民年金加入者の場合 460万円
- 厚生年金等加入者の場合 532万円

※ただし、所得税法に規定する扶養親族等がある人の所得制限額は、扶養親族等1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。詳しくは、お問い合わせください。

■申請窓口 児童福祉課，総合事務所
市民窓口課，南支所，埴生支所，公園通出張所

問い合わせ先

児童福祉課（☎ 82-1175）